



い わ む ら  
岩村みゆき 議員  
IWAMURA Miyuki

# Q. 犯罪被害者などへの支援は

## A. 地域福祉計画に位置づける

犯罪被害者等支援法の「犯罪被害者等」とは、犯罪により被害を被った者やその家族と遺族である。犯罪にあった被害者の方、家族も含めて精神的・金銭的にも追い詰められてしまうことがある。犯罪被害者の方や家族への配慮や補償をするため、条例を制定する市町村も増えている。

**Q** 本町における犯罪被害者などへの現状の対応は。

**A** 生活福祉部長

被害者から相談があった場合は、県や警察の相談窓口、県の犯罪被害者等見舞金制度などをご案内する。

犯罪被害者の方への取り組みについては、現在策定中の「第4次地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の中に位置づけていく予定である。

**Q** 全国的に自治体が条例などを定めて主体的に被害者を支援するという動きが広まっている。本町においても

条例を含め、何らかの支援策は必要であると思う。お考えを聞く。

**A** 生活福祉部長

犯罪被害者の抱える問題は、被害にあったことによる精神的苦痛や弁護士への法律相談費用などの経済的な負担など多岐にわたる。行政や警察、民間団体などの関係機関が連携して支援を行うことが必要と考えている。

条例の制定や町独自の支援金制度の創設など、先進自治体を参考に検討したい。



# Q. ヤングケアラーの支援は

## A. 誰でも気軽に相談出来る窓口

不登校の児童生徒が増えてくる現状があり、対策に早く動き出す必要がある。

**Q** 調査後、相談はあったのか。一般の方への周知は。

**A** 生活福祉部長

令和4年度にヤングケアラーアンケートを実施、令和5年11月に小学4年生から中学3年生にチラシを配布した。現在のところ児童生徒からの相談は寄せられていない。今後、ヤングケアラーの案内チラシを作成する際には公共施設に提示するほか、広報とよやまHP、SNSなどで周知してまいりたい。

ヤングケアラーへの支援体制は。

**Q** ヤングケアラーへの支援体制は。

**A** 生活福祉部長

子ども応援課に設置して

いる「子ども家庭総合支援拠点」の児童虐待対応職員2名がヤングケアラーの対応をしている。

不登校者に限らず、スクールソーシャルワーカーとは連携を密にしており、学校や家庭に向き面談している。

本人の負担軽減には何が必要なのかをしっかりと聞き取り、必要な支援が提供できるよう関連部署と連携を図りながら対応する。

**Q** 当事者でなくても誰でも相談出来る窓口の設置を。

**A** 生活福祉部長

「子ども家庭総合支援拠点」をヤングケアラーの相談窓口と認識していただけるようにしっかりと周知するとともに、誰でも気軽に相談出来る環境づくりに取り組む。